

熊本市長等の給与に関する条例の一部改正について

熊本市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本市長等の給与に関する条例（昭和31年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1,207,000円」を「1,303,000円」に、「960,000円」を「1,036,000円」に、「700,000円」を「756,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提出理由）

熊本市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市長等の給料を改定するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。